年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業務報告書 目次 ［第１～第６　略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ 第１［略］ 第２貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)～(8)　略］ (9)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額 なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ロによる。 ［(10)～(25)　略］ ［２．～９．　略］ ［第３～第６　略］	年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業務報告書 目次 ［第１～第６　同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ 第１［同左］ 第２貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １．［同左］ ［(1)～(8)　同左］ (9)　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ロによる。 ［(10)～(25)　同左］ ［２．～９．　同左］ ［第３～第６　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第六十九条**　銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 ［一～四　略］ 五　信用協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ　［略］ ロ　信用協同組合等の有する債権（別紙様式第九号又は第十号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する信用協同組合等がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第三号ロにおいて同じ。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第六十九条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ イ　［同上］ ロ　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額